

広域行政推進出前講座実施要領

1 目的

県は、市町村、民間団体等による広域行政推進に関する自主的・主体的な取組みを支援するため、その要請に基づいて職員を派遣し、広域行政に関する各種の情報提供、助言等を行う。

2 派遣対象

派遣対象は、市町村の首長、議会議員若しくは職員等、民間団体又はこれらのものが共同で設置する団体が行う広域行政推進に関する勉強会、検討会等とし、恒常的なものであると、一時的なものであるとを問わない。

3 派遣手続

- (1) 出前講座の実施を希望する団体は、別紙様式（又は別紙様式に記入する事項を把握できる任意の申請書。以下「別紙様式等」という。）を各地方振興局企画商工部市町村支援課（以下「地方振興局」という。）に提出することにより申請する。
- (2) 申請を受理した地方振興局は、別紙様式等を市町村総室市町村行政課（以下「市町村総室」という。）に送付する。
- (3) 出前講座実施を希望する団体が市町村総室に直接申請を行った場合には、市町村総室は、所管の地方振興局にその旨連絡する。

4 派遣の決定

- (1) 市町村総室は、依頼された講座の内容を検討し、地方分権に関するものを含む場合には、人事総室行政経営課（以下「人事総室」という。）と協議の上、人事総室の行う「地方分権推進出前講座」と共同で出前講座を行うか、又は人事総室に引き継ぐ等の措置をとる。
- (2) 市町村総室は、地方振興局と協議の上、地方振興局職員の出前講座への派遣を依頼することができる（市町村総室職員と地方振興局職員の双方を派遣して出前講座を行う場合を含む。）。
- (3) 出前講座の実施を申請した団体に対する職員派遣決定の通知は、(1)により出前講座の全てを人事総室に引き継いだ場合を除き、市町村総室が行う。この場合、市町村総室は、地方振興局に対して派遣決定通知を行ったことについて連絡を行う。

5 地方振興局との連携

市町村総室は、広域行政推進出前講座の円滑な実施のため、随時勉強会の開催や情報提供を行う等、地方振興局との間で不断の連携に努めるものとする。

6 人事総室との連携

市町村総室は、広域行政推進出前講座と人事総室が行う地方分権推進出前講座が、派遣対象となる勉強会、検討会等において互いに密接に関連することに鑑み、随時情報提供を行う等、人事総室との間で不断の連携に努めるものとする。

7 その他

この要領に定めのない事項については、市町村総室、人事総室、地方振興局が別途協議して定める。

附 則

この要領は、平成13年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。